

事 務 連 絡

平成28年3月29日

都道府県都市計画担当部局 御中

高齢者向け住まい担当部局 御中

国土交通省都市局都市計画課

国土交通省住宅局安心居住推進課

高齢者向け住まい施策と連携したコンパクトなまちづくりの推進について

平素より、コンパクトシティ施策の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記に関しては、平成28年3月4日付国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について」において、サービス付き高齢者向け住宅整備事業について市町村のまちづくりに即したものに支援を重点化するため、地元市町村への意見聴取を行うことを要件とすることとされ、当該市町村が意見を述べる観点として、地域における高齢者住宅の必要量の確保、公共交通機関へのアクセス等の立地、医療・介護サービスとの連携等が示されたところです。

これらの観点はコンパクトシティ施策と密接に関係する内容であり、当該施策を効果的に推進するため、コンパクトシティの取組とサービス付き高齢者向け住宅の適切な供給促進に係る取組を、関係部局の連携の下、一体的に実施することが重要です。

つきましては、都道府県の都市計画担当部局と高齢者向け住まい担当部局との連携の下、貴管内の市町村において都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画の作成をはじめとするコンパクトシティ施策の推進と、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村の意見聴取制度等の運用との整合が確保されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、市町村から、都市計画担当部局と高齢者向け住まい担当部局との円滑な連携のため、都道府県の各部局へ必要な協力の依頼があった場合には、適切に対応していただくようお願いいたします。